

令和4年6月14日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料  
(附属資料)

(令和4年6月14日付託分)

目 次

I	収入証紙に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 76 号）新旧対照表 -----	1
II	神奈川県手数料条例（平成 12 年神奈川県条例第 2 号）新旧対照表 -----	2

I 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～24 （略）		1～24 （略）	
25 （略） <u>（削除）</u>	神奈川県手数料条例第2条	25 （略） <u>教育職員免許状有効 期間更新手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条
<u>（削除）</u>		<u>教育職員免許状有効 期間延長手数料</u>	
（略） <u>（削除）</u>		（略） <u>教育職員免許状更新 講習修了確認等手数料</u>	
<u>（削除）</u>		<u>教育職員免許状修了 確認期限延期手数料</u>	
<u>（削除）</u>		<u>教育職員免許状更新 講習免除手数料</u>	
（略）		（略）	
26～32 （略）		26～32 （略）	

II 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係） 1～8（略） 9 教育委員会関係			別表（第2条関係） 1～8（略） 9 教育委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与並びに同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	教育職員普通免許状授与等手数料	3,300円	1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項及び第2項の規定に基づく普通免許状の授与並びに同法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	教育職員普通免許状授与等手数料	3,300円
2・3（略）			2・3（略）		
4 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	1,700円	4 教育職員免許法第6条第1項及び第4項の規定に基づく教育職員検定	教育職員検定手数料	1,700円
(削除)			4の2 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員免許状有効期間更新手数料	3,300円
(削除)			4の3 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員免許状有効期間延長手数料	2,000円
5・6（略）			5・6（略）		
(削除)			6の2 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年	教育職員免許状更新講習修了確認等手数料	3,300円

新			旧		
			法律第98号) 附則第2条第2項又は第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の課程の修了に関する確認		
(削除)			6の3 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	教育職員免許状修了確認期限延期手数料	2,000円
(削除)			6の4 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項括弧書の規定に基づく免許状更新講習の免除	教育職員免許状更新講習免除手数料	3,300円
7～9 (略)			7～9 (略)		
10・11 (略)			10・11 (略)		